

明
治
天
皇

始



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

目 次

明治天皇の御尊影
明治天皇の御逸事
御高徳のかずく	伯爵士方久元謹話
明治天皇御年譜	下田歌子謹話
御 聖 德 無 量	製
御病中の事ごも
大葬儀拜観記
本書の終りに	嘉悦孝子謹識



明治天皇の御逸事

前宮内大臣 伯爵 土方久元謹話

上野戦争の當時

明治元年徳川の兵が上野に立籠つて手向ひをするので、江藤と小笠原と自分と三人で協議の末、大村と大野西郷とが軍事の方の責任を負つて、此に上野の幕軍を大野征伐することになつた。十五日の朝四時官軍は勢揃ひをして、一日の中に攻め立てゝ、其の日の午後六時に抜いて了つた。さて上野は攻め取つたが、何分にも官軍は疲れ切つて居るし、何時形勢一變して再び敵のものになるまいものでもないから會議の結果、此處を焼いて了つた。それから官軍の威光は大いに振つて、行政は改革される、奉行は廢せられる、朝廷の實力が段々行届いて來た。

九人の治輔を置かる

同じく二年に自分は玉體に咫尺することとなつたが其から屢々土佐にも九州にも長州の方にも内亂があつて、遂に十年の西南戦争となり、先帝は再び京都より東京へ御還幸になつた。かう國內が騒いでは元より御賢明な陛下ではあるが、更に一層御聖徳を進め奉るのが第一である。治輔をお置きになり、自分共九人が治輔となつて陛下の御側に奉仕することになつた。此の九人の中今迄餘命を保つて居る者は、鍋島子と米田の二人である。自分との三人限りとなつた。丁度陛下は御年廿六歳の頃であつて、誠に武勇に秀で給うたので、毎朝二時から御馬に召し給ふ。其頃は赤坂に在しまして御庭には廣い馬場があつた。自分も馬が好きだし、終日汗びつしよりになつて御相手をして居たが、陛下の御熱心には實に恐れ入つたもので、外の御附きのものは身體が綿のやうになり、物蔭などで休息してゐると、直に御呼び出しになつて、「さあ乗らう」と仰せがある、日

の暮れるまで乘廻すので、御馬の方が疲れ切ると云ふ有様で、それから陛下は御行水を遊ばして御乗りになる、先帝の御勇武に渡らせられたことは、これに徴しても御察し申すことが出来る。

諤々の言議を喜び給ふ

當時は一人の侍従が宿直して居た。陛下は皇后陛下と一番のお奥に在しましたが、其の頃お側に居た子供では、今の藤波主馬頭や古廣幡等で、夜は歐米各國の事情とか古英雄の御話などか、或ひは美術のお話を申し上げたが、時とするべく人物論等で、陛下の思召しと吾々の考へとが、相違することがある、決して阿従するやうなことがないから、爰に大激論が起つて、陛下ご吾々とが實に火花を散らして論争することがある、後では内心大いに恐懼して居たが、先帝は決してこんなことから人をお厭ひ遊ばすやうなことはない、却つて強く申し上げるものをお喜びになる風があつた。歐米各國の政治の得失はよく申上げたが、現在の日本

の政治については一言半句も申上げなかつた。

東宮御教育主任を仰付かる

明治十三年になつては少しも、陛下の御一身については御諫言を申上げる必要がなくなつたので治輔を御廢しになり、十八年から十九年にかけて、自分は歐洲を一周して歸朝すると、間もなく宮中顧問官を仰付けになり、三條公が内大臣となつて其の頭となられた、今宮中顧問官は只一の名譽職で御用もなく俸給もないが、其時は今の樞密顧問官と同じやうなものであつた。それから今上陛下が御八歳の折自分に御教育主任の御内命があつた。

信じて疑ひ給はず

其時東宮御殿の奥には女官が奉仕して、一位局が萬事、今上陛下の事を司どり、何事でも此の方の承諾がないと行はれなかつた。自分は御内命に接して、先帝に「然らば一切萬事私に御一任なされて、如何なるも

のも助言をせぬならば、身を以て御引受け申しませう」と申上げた、陛下は其れもよろしくと仰せるので、自分は東宮御教育主任となつた、故伊藤公が總理大臣兼内大臣だつたが、是も自分に助言はせぬ、又先帝は何事も東宮の御教育に関しては御言葉がない、是れ全く先帝が人を信じて疑はれぬ御度量の然らしむる處で又自分に取つては誠に恐れ多いことであつた。

今上の御幼年時代

東宮御所は何事につけても、一位局の御承諾が必要で、御兩親陛下との御對面も一位局の御許しがなければ出來ぬ、自分は東宮御教育主任となつて、これではいかぬ、下々の子が親に對しても、朝夕必ず兩親の御機嫌を伺ふべきである、今朝より自分が東宮の御教育を拜命した以上は、萬事一位局にも相談はせぬ、東宮所で、御兩親陛下に御對面も、御庭縁きを、御兩親陛下に御供をして御庭縁きを、御兩親陛下に御對面も遊ばさせ、又屢々學校や兵營や或は築地の海軍練習所をも御覽に入れた。流石大統をお繼ぎ遊ばす方は違つ

たもので、如何な處へ御供を申しても、耻羞むとか噫するとかいふやうな御様子は少しもない。築地の海軍練習所では、勿論空砲ではあるが、盛んに大砲を發射して居る、外の御學友等の中には頗る恐れた人もあつたが、今上陛下は少しも御氣色に御變りがなかつた。

練兵の御遊戲

又當時は皇族方も恰も御一家のやうに御親しみが深くて、御同年位の御王子と好く吹上御苑とか赤坂の御庭等でお遊びになり、今上陛下親から剣を抜いて王子方を指揮なされ練兵の眞似を遊ばしたが、これには近衛ノ士官が御教授申上げて居た、廿年に自分は農商務大臣になつて御殿を下つたが、總理大臣が内大臣を兼任するには宜しくないと云ふので、伊藤公が總理大臣専任となつたので、自分は再び宮中に入つて宮内の準備で開院し、皇族方も丁年以上の御方は悉く出席せられて、熱心に眞面目に議論を戦はしたが、此の時位出席布大

皆が熱心に大激論をやつたことはない、自分は此時皇室典範のこととて皇族方の大反対を招いた事件がある。

陛下の御明斷

何分憲法御制定の大議論だから、其の猛烈さは非常なものであつた。先帝は一二週間も過ぎてから、先日の議論では何れの箇條では何某の辯説は行渡らなかつたとか、何の箇條では某の論はよく穿つてゐたとか、實に好く御記憶になつて自分にお話をあつた、自分は親王が臣下に下り給ふことを皇室典範に發議したけれども、皇族方の大反対を受けた多數決で負けた終つた、

先帝は矢張り貴様のいふやうにせねばいかんたらうと仰せあつた。自分も必ず五十年の後には私の議論が復活するに違ひありませんと申上げた所、十年の後には案の定この事が皇室典範に定められて。

陛下の御武烈

明治廿三年の春に名古屋で一週間の大演習が行はれ

た、自分も陛下のお供を仰せつかつたが、一日朝から大變な雨が降つて、お供のものも帽子から雨が漏つて頭はびしよ濡れになり、裸衣を通して水をかけられた氣色が變らせられず、勇ましく御馬に召して山や野をた乗りになりるので「蹄の泥で恐れ多くも御召物は泥まみれにお成り遊ばしたが、更にお構ひなく、豫定通りの御統監遊ばされて、行在所へ御還幸になつたが、實に其の御武勇な事は吾々一同恐懼に堪へなかつた。

將卒の苦勞を思召し給ふ

日清戦争の當時、大總を進ませられて、宮城を御發輦、途中神戸に御一泊、廣島の行在所へ御着になつた、何分此處は兵營を御座所に當てたもので、御粗末極まつたもの、御居間の廣さも漸く十疊敷ぐらゐのもので、陛下は此處に卓子を一つお置き遊ばした限りで、後政務をお執りになつた、御寢所も此の次にある矢張り此のくらゐの御室で、餘り恐れ多いから建増の議を奏請

結果、御決心遊ばすと、如何なることがあらうとも、断じてお動きがない方であつた。

陛下の御仁慈

茲に自分の身になつて、實に有難いことが一つある、それは愈日清の役も勝利を告げ、再び陛下は宮城に御還幸と日取まで決した、處が、自分の宿に大阪から連れて來た料理人がゐたが、其の女房が或る夕方から吐き下しを初めて到頭入院したが、之が虎疫と分つて遂に死んで了つた、幸ひに亭主にも傳染せず自分の隨行のものも一人も感染はしなかつたのはよかつたが、當時の規則で、こんな病氣の處にゐたものは、一週間の間は御前に出ることが出来ぬ、それが丁度陛下の御還幸になる翌日に一週間の日限が終るので、御恵み深い先帝は自分のために、御還幸は一日延ばしてやること云ふ仰せがあつた、これ實に自分が終生忘ることの出來ぬ有難いことで、今も思ひ出しては落涙を禁じ能はぬことである。

陛下の御果斷

小松宮殿下が支那の征討總督として、近々満洲へ御出發になると、いふことになつて、自分の秘書官をしてゐた長崎省吾がお供申上げることになり、自分は其の時廣島の某商人の家を宿として、長崎の送別を催し吸物を一口吸つたところへ、馬關から電報が来て、李鴻章が馬關で狂漢のために短銃で撃たれたと云ふことだたが、陛下は從容として先の先まで御聞きになり、一時間以上も経て御裁可になつた、其の綿密な御考への

御高徳のかずく

下田歌子謹話

明治五年の冬から十二年の冬に至るまで、殆ど七年といふ長い間、至尊の御邊近く仕へ奉つた私の感懷は今日の場合何と申してよいものか、言葉に絶えて唯涙を

にくるばかりであります。

陛下の御性格は畏れながら極めて御眞面目に渡らせられ、常に浮華便佞の風を忌ませたまひて、其御居常も御起床より御就寝に至るまで、終日威容端正、實に畏れ多きまで御嚴格に渡らせられました。而かも、陛下はかくの如く謹厳苟もなされざりし一面には國民を懷はせらるゝ御憐憫の御心敦く、只管聖慮を萬民の上に注がせたまひて、御身を節せられ無用の費を省かせたまうた大御心の程、誠に拜察するだに畏こき極みであります。

先帝陛下の御孝心深くお在しました事は等しく天下

か恐惶參らせし事であります。皇后陛下の御奉伺ある時には如何なる御差支へある時でも御練合せの上必らず御出でを御待受になつて、常に御心の數々御歎待の限を盡させられ、御氣色の殊の外麗しい事を拜察する事であります。

陛下の御聰明なりし御事は今更申上ぐるまでもない事であります。特に能く諫言を御嘉納あらせられ、釋然として御咎めなかりし御襟度の程は實に恐惶に堪えません、嘗つて、陛下の御壯年に渡らせたまひし頃稀に酒量を御過し遊ばされたる事のありて、萬一玉岡子爵が面を冒して御諫め申し上げた事があります。其時山岡子爵は定めて御咎めある事とひそかに死を期して居た程であります。陛下には御咎めごころか却つて長く御感激ありて「朕は忠良なる臣下に富めり」と宣はせたまひ爾後酒量を節し玉ひて、決して御過ご

し遊ばす事はなかつたさうであります。
或夏の日、暑さ酷しき折の事、避暑の仰せ出でを奏請したるに、陛下は侍臣の者に向はせられ「城外の路之上を見よ、車ひく老夫は如何にぞ」と宣ひて、終に御避暑の御議に及ばせられず、又旱魃の折など農民の心を汲ませられ甚く大御心を惱ませたまふなど風の日。雨の夜、大君の叡慮は須臾も、下萬民の上より離れ玉中と雖も必ず奏上せよとの御綻がありました。けれども深更御熟眠の折柄など、御夢驚かし奉るも恐れ多き事であつたが、曾て岡澤侍從武官長の語に、時々刻々に到着する戦報は夜中と雖も必らず奏上せよとの御綻がありました。けれども次第は他の見る目にも畏れ多き事であつたが、曾て

る毎に、先づ將卒の死傷を質し玉ひ、死傷多しと御聞きありし時は如何にも憂悶の情に堪させざるが如く若し之に反して將卒の死傷少き由を申上げたる時には、「さうか」とさも御満足の御有様にて微笑しました。殊の外御氣色麗しきを拜し参らせたとの事で有ます。今から二十年許り前の事、習志野に陸軍の大演習を行はせられた事がありました。陛下は親しく行幸あらせられ、東西兩軍を御統率あらせられました。其時に折玉衣を打つに任せられたる御有様に、供奉員一同恐懼から暴風雨に兩軍交戦の状は實に凄惨を極めて居りました。其中を、陛下には毅然として御野立の儘風雨の措く處を知らず早速天幕を作り参らするまで御衣替を御進め申上げると、陛下は唯一言「兵士等も着替へるや」と仰せられしのみにて終に立御の儘一步もうつし終らなかつたさうである。其後演習終りて衣を替え奉りしに御肉襦袢まで絞るばかりに濡ほひ居たと聞き及び十卒と共に苦難を共にしたまふ畏れ多きに感泣したことありました。

明治天皇御年譜

- ◎嘉永五年壬子九月二十二日（陽曆十一月三日）未半
刻御降誕▲同月二十九日祐宮と御命名▲八月和蘭甲比丹米國の將に通商を請はんとするを告ぐ
- ◎同六年（御二歳）六月米國水師提督ペリー・浦賀に来る▲八月品川灣に砲臺を築く▲九月露國使節ブーチヤチン長崎に来る▲十月軍艦購求を和蘭に托す
- ◎安政元年（御三歳）四月皇后炎上▲米英露各國と和親條約を結ぶ
- ◎同二年（御四歳）九月内裏新造成る▲十月江戸大地震藤田東湖之に死す▲和蘭と和親條約を結ぶ
- ◎同三年（御五歳）正親町實德祐宮傳を命ぜらる▲八月米國領事ハリス下田に駐在す▲十月二宮尊徳歿す
- ◎同四年（御六歳）岩倉八千九裏松良光御學友拜命
- ◎同五年（御七歳）四月井伊直弼大老となる▲七月家定薨じ家茂つぐ▲米露英佛蘭と通商條約を締結す
- ◎同六年（御八歳）五月横濱開港▲十月橋本左内吉田松蔭等刑死▲江戸城本丸火く
- ◎萬延元年（御九歳）七月十五日立太子▲九月二十日親土宣ト御名を睦仁と賜ふ▲正月始めて使節を米國に遣す▲三月井伊大老害に遭ふ▲葡普二國と條約す
- ◎文久元年（御十歳）二月露艦對馬に來り永住を企つ▲四月浪士英人を高輪東禪寺に襲ふ
- ◎同二年（御十一歳）二月御叔母和宮親子内親王將軍家茂に降嫁▲八月薩藩士英人を生麥村に斬る
- ◎同三年（御十二歳）七月薩藩士英人を生麥村に斬る廷長藩の禁門守衛を停む▲三條實美等長州に走る
- ◎元治元年（御十三歳）八月英佛米蘭聯合して下關を砲撃▲長州征伐の令を發す▲横須賀に造船所創立
- ◎慶應元年（御十四歳）十月皇權回復の勅あり▲五月將軍家茂上洛
- ◎同二年（御十五歳）十二月父帝崩御寶算三十六▲
- ◎同三年（御十六歳）正月九日践祚▲十月將軍慶喜

- 政權を返上す▲十二月王政復古の令下る
- ◎明治元年（御十七歳）正月十五日聖上御元服▲三月十四日紫宸殿に御し五條の誓文を宣し給ふ▲八月二十七日即位の大禮を紫宸殿に擧げ給ふ▲九月二十日車駕京都を發し十月十三日東京着御▲十二月八日東京御發輦京都に還幸▲十二月二十八日皇后冊立▲正月伏見鳥羽の戰▲四月江戸開城▲七月詔して江戸を東京と改む▲九月九日明治と改む一世一元の制を定め給ふ
- ◎同二年（御十八歳）二月七日京都御發輦二十八日東京着御爾後東京を帝都と奠め給ふ▲十月皇后宮東京遷御▲六月天皇神祇官に幸し國是一定を奉告し給ふ▲華族の制を定む▲列藩々籍を奉還す▲復古の功を賞し給ふ▲十二月東京横濱間に電信開通す
- ◎同三年（御十九歳）正月德川喜の罪を宥す▲二月郵便開始▲閏十月徵兵令新律綱領頒布
- ▲十月岩倉具視を歐米に遣す▲散髮廢刀令出づ
- ◎同五年（御二十一歳）五月車駕西巡七月還幸▲八
- 月學制頒布▲九月京濱鐵道成る▲九月琉球王を華族とし藩王とす▲十一月太陽曆を行ふ▲神武天皇即位の年を紀元す▲十二月徵兵令を定む
- ◎六年（二十二歳）三月聖上御斷髪▲正月五節句を廢し三大節を祝日と定む▲五月皇城炎上赤坂離宮を假皇后と定む▲九月岩倉大使歸朝▲十月征韓論破裂し新平亂を起す▲四月臺灣を征す▲十月清國と和議成る島に我軍艦を砲撃す▲十一月露國と千島樺太を交換す
- ◎同八年（御二十四歳）四月元老院大審院設置▲六月始めて地方官會議を開き申駕親臨▲九月朝鮮人江華幸七月還御▲二月日韓修文條約締結▲十月熊本秋月山口に亂起る
- ▲同十年（御二十五歳）正月減租の詔下る▲京都へす▲九月西郷隆盛等敗死▲東京上野に内國勸業博覽會
- ▲同十一年（御二十六歳）六月車駕東北巡幸七月還御▲二月鹿兒島に亂起る▲五月木戸孝允薨月還幸▲五月大久保利通刺さる▲始めて府縣會を開く

明治天皇

一〇

◎同十二年（御二十八歳）八月三十日皇子明宮嘉仁親王御生誕▲七月米國前大統領グラント來朝▲九月教育令を布告す

◎同十三年（御二十九歳）六月山梨三重京都へ行幸▲七月刑法治罪法發布

◎同十四年（御三十歳）七月東北北海道へ巡幸十月還御▲二月第二回内國勸業博覽會開設▲十月詔して明治二十三年を期し國會開設を諭し給ふ

◎同十五年（御三十一年）一月陸海軍人に勅諭五條を下し給ふ▲六月日本銀行創立▲七月朝鮮暴動起り我公使館を襲ふ▲上野博物館成る

◎同十六年（御三十二歳）七月官報發行

◎同十七年（御三十三歳）三月宮中に制度取調局を置き憲法取調を爲す▲七月華族令を定め五爵を設く▲十二月朝鮮王宮に變あり日清兵衝突▲七月朝鮮暴動起り

◎同十八年（御三十四歳）七月山陽道巡幸▲二月清國と天津條約を締結す▲十二月大政官を廢し内閣を置き伊藤博文總理大臣となる

◎同十九年（御二十五歳）三月帝國大學令諸學校令發布▲五月條約改正會議開會

◎同二十年（御二十六歳）一月天皇后京都行幸二月還幸▲八月嘉仁親王へ東宮宣下▲五月日本赤十字社創立▲十二月島津久光薨去▲保安條例發布

◎同二十二年（御二十八歳）一月東京宮城竣工遷御月博士號制定▲七月磐梯山噴火

◎同二十三年（御二十九歳）一月二十八日皇女房子内親王御生誕▲新島譲歿す▲二月金鷗勳章制定▲三月第三回内國勸業博覽會開設▲六月松平慶永薨す▲七月全國衆議員議院選舉施行▲十月教育勅語下る▲十一月帝國議會開會車駕親臨開院式を行ふ

◎同二十四年（御四十歳）五月京都行幸▲八月七日制度實施

◎同二十九年（御四十五歳）五月聰子内親王御生誕▲七月三陸大津波▲全國に十三個師團を置く

◎同三十年（御四十六歳）一月十一日英照皇太后崩御▲四月天皇后京都行幸八月還幸▲三月足尾銅山礦毒事件起る▲日本郵船會社歐州航路を開く▲金貨本位制

◎同三十二年（御四十八歳）一月勝安房薨▲四月東京市奠都三十年祭聖上上野に行幸▲五月日露新協約發表▲伊勢神宮炎上▲六月新民法實施▲十一月攝河泉州特別演習行幸▲獨國膠州灣を露國大連旅順を英國威海衛を租借す

◎同三十三年（御四十九歳）四月和歌浦行幸海軍大約改正結了新條約發表▲七月外人内地雜居實施▲八月帝室制度調査局設置

◎同三十二年（御四十八歳）一月勝安房薨▲六月條約改正結了新條約發表▲七月外人内地雜居實施▲八月演習天覽五月還幸▲五月十日皇太子殿下九條節子姫と御成婚▲正月淺間山鳴動▲二月稅所敦子歿す▲三月末年者禁喫煙法實施▲四月皇室婚嫁令發布▲五月清國

允子内親王御生誕▲一月帝國議事堂火く▲二月三條實美薨去▲五月露國皇太子ニコラス來朝▲湖南事變▲六月中村敬宇歿す▲十月濃美地方大地震

◎同二十五年（御四十一歳）五月臨時議會召集

◎同二十六年（御四十二歳）五月吾妻山噴火▲十二月官紀振肅の詔下る

◎同二十七年（御四十二歳）三月九日大婚二十五年祝典御舉行▲九月十三日東京御輦賀廣島大本營へ臨幸

▲五月朝鮮に東學黨起る▲七月豐島沖の海戦▲成歡牙山を抜く▲八月清國に對し宣戰の詔勅を發す▲九月黃海の戰▲十月臨時議會を廣島に召集▲十一月旅順口占領▲十二月蓋平占領

◎同二十八年（御四十四歳）四月京都へ行幸▲五月東京還幸▲一月熾仁親王薨▲十一月能久親王薨▲二月威海衛占領▲清國北洋水師提督丁汝昌降を乞ひ自殺す

▲三月第四回内國勸業博覽會を京都に開く▲四月日清媾和馬關條約成る▲五月遼東還附の詔勅を發す▲六月臺灣總督府開廳

義和團暴動北清事件起る▲八月聯合軍北京を陥る▲九月立憲政友會組織成る
 ○同三十四年(御五十歳)四月第一皇孫迎宮殿下御生誕▲六月星亨刺さる▲十一月東北大演習行幸
 ○同三十五年(御五十一歳)六月第二皇孫淳宮御生誕▲二月英同盟成る▲四月英皇戴冠式に付小松宮彰仁親王御渡英▲十月九州大演習行幸
 ○同三十六年(御五十二歳)二月彰仁親王薨▲三月月露國陸軍大臣クロバトキン來朝
 ○同三十七年(御五十三歳)一月沂衛篤廢薨▲二月露國に對し宣戰▲十一月旅順二百三高地占領
 ○同三十八年(御五十四歳)十一月聖上伊勢神宮御參拜▲一月第三皇孫光宮御生誕▲一月旅順開城▲五月日本海大海戰▲七月樺太占領▲九月ボーツマス媾和條約成る▲十月東京灣に大觀艦式舉行
 ○同三十九年(御五十五歳)二月韓國統監府開廳▲四月青山に凱旋大觀兵式を行ふ

中山從一位局薨去▲十一月韓國太子來朝
 ○同四十年(御五十六歳)五月樺太廳を開く▲十月恒久王に御成婚▲十月戊申詔書煥發▲十一月車駕奈良特別大演習に臨み次で神戸觀艦式に臨御
 ○同四十二年(御五十七歳)五月房子内親王竹田宮大演習へ臨幸▲十月伊藤博文哈爾賓に於て害に遭ふ
 ○同四十三年(御五十九歳)三月伏見宮貞愛親王御宮成久王と御成婚▲九月東宮北陸行啓▲十一月朽木縣渡英▲允子内親王朝香宮と御成婚▲八月韓國併合
 ○同四十四年(御六十歳)二月施藥救療の詔下り金百五十萬圓下賜▲四月英皇戴冠式に東伏見宮依仁親王御差遣乃木東郷兩大將隨行▲七月日英同盟改約成る▲十月清國武昌に革命亂起る
 ○同四十五年(御六十一歳)七月十日聖上帝國大學行幸▲十四日御不豫▲二十五日大漸▲三十日午前零時四十三分崩御▲皇太子嘉仁親王即日踐祚▲大正と改元
 ▲九月十三日十四日十五日御大葬伏見桃山御陵に奉葬

御製

社頭祈世

常しへに民やすかれといのるなる我かよを守れ伊勢のおほ神
 としへにおもひやれとも山水をくみて遊はむ夏なかりけり
 夏述懷

思ふ事つらふ事もまたしらぬ幼ころのうつくしきかな

政事いてゝきく間はかくはかり暑き日なりと思はさりしを
 むらきもの心つくして報ひなむおふし立てたる親のめぐみに

過をいさめ交して親しむかまことの友のこゝろなるらむ

友

あやまる

人

人はたゞまことの道を守らなむ高き賤しきしなはりとも
正しくも生ひ茂らせよ教へくさをとこをみなの道をわかつて
進みたる世にうまれたるうなゐにもむかしの事をまづ教へなむ
今はとて學びの道におこたるなゆるしの文を得たる童はべ
我が國にしけり合ひけりとつくにの草木の苗もおふしたつれば

暁のねさめ静におもふかなわか政事いかゝあらむと
折にふれたる

神つよの御代のおきてを違へしと思ふそおのか願なりける

時計

時はかる器は前にありながらたゆみ勝なり人のこゝろは

峰

大空にそひにて見ゆる高嶺にものほれは登る道はありけり

天

淺みとりすみ渡りたる大そらのひろきをおのか心ともかな

葉

こゝろある人のいさめの言の葉は病なき身の藥なりけり

葉

國を思ふ道にふたつはなかりけり戦のには立つも立たぬも

葉

國のためたふれし人を惜むにもおもふはおやの心なりけり

葉

軍ひといかる野邊にあかすらむ蚊の聲しけくなれる此夜を

田家翁

て
子らは皆いくさの庭に出て果てゝ翁やひとり山田もるらん
四邊の海皆はらからと思ふ世になと浪風の立ちさわくらむ
述懐

四海之内皆兄弟也

け曇るにつけて思ふかな我が民草の上はいかにと

千よろつの民と共に最も樂しむにます樂みはあらしそと思ふ

世の中の人のつかさとなる人のその行ひよたゝしからなむ
賤家

賤しか。すむわらやの様さまを見てそ思たふ雨あかせあらき時はいか
武ぶ

聖德無量

先帝陛下の御平生

先帝陛下の御平生

を御裁断遊ばせられたと承はるだに畏き次第でござります。
平素は午後五時にお湯を召させられ、御夕餉は午後六時皇后陛下と共に召させられ、御大奥に入らせられて、くさぐの御物語又は數々の御製御書見等を遊ばされ、九時十時頃に侍醫局鍼灸の按摩を取らせられ、十時半或は十一時に至りて、さて御寢殿に入御あらせられたと洩れ承はりました。

御衣は御平素は黒のフロックコートを用ひさせられ其の地質は、近年は全く内地製の羅紗にて、千住製絨所の謹製品を御用ひ遊ばされました、一月一日の四方拜の御時には、御束帶にて出御遊ばさるゝも、其の他の公式の御時には、肋骨附御軍服を召させられます、これは二十七八年戰役御進發以來の御記念としての御思召に依ること、承ります、さて又御肌着は夏は白の麻又は絹のメリヤス、冬は白の毛メリヤス、同じ御靴等は元來一日限りの御用でありましたが、近年御儉素

の大御心より洗濯したるもののも再び御召し遊ばされたりと承ります、誠に畏れ多い次第でござります。供御の御献立は、大抵和風食事にて調理法は總て上方風と承ります、朝と晝とは二汁三菜御夕餉は二汁五菜の御定めにて、尙御三食の間に、牛乳鶏肉スープ等を召させられ、御嗜好としては、魚類にては鮓、鯉、果物にては、水密桃バナ等を好ませられ、御酒は近年太く御節し遊ばされ少量の白葡萄酒を取らせられ、御烟草は專賣局謹製の九州國分及び水戸産のものを召されました。

◎先帝陛下の御幼時

先帝陛下御誕の御後、故大納言中山忠能卿及び故從一位中山慶子の局に御養育係を命ぜられ、中山邸にて御養育申上げられました、安政三年御年五歳の時に仙洞御所の隣なる親王御殿に御還り遊ばされ、正親町實徳卿とて父帝孝明天皇の御叔父君に當らせられ、御教導時博學の聞え高き方を以て更めて傳せられ、御教導當

申上くる事となり、翌年岩倉八千丸（後に公爵具定卿）裏松良光（後に子爵）等を御學友に召され、別に紅梅の典侍高松内侍等赤心を籠めて侍つきまるらせてより、感じ奉らざるはなかつたと申します。諸學問の中にても和歌は御五歳の頃より御稽古遊ばされ、御手習は有栖川宮殿下（今の宮殿下の御祖父君殿下）御手本を差し上るらせ、大抵一枚の紙に二三度見の上御父帝の御覽に入れ奉るのであります。或時のこと御父帝には、其の御筆蹟が優れて美事なるを御覧じ「これは新在所（御生母）が手を取つたのであらう」と仰せられ、御側に侍べる女官等も一左様に候はん」と申上げました、然るにその後この女官等は丁度御清書の最中に伺候し始めて先帝御自身のみの御手蹟なることを拜し、いたく驚きて、其の趣を奏上に及ばれました。

安政六年陛下未だ八歳の御幼少の頃、世は徳川幕府

の末で尊王佐幕の論置びすして物議騒然たる折柄、御父帝には、諸兵訓練の状を懇はさんとて、禁裏日御門の前なる廣場に觀兵式を行はせられました、陛下にも御父陛下に従はせられて行幸あり、名藩の將卒今日を晴れて馬物具鮮に身を固め、旗指物を閃かして、御門の東西に立て分れ、やがて一發の號砲を合図に縱横馳突する状を御覽になりましたが、折柄一天俄に搔きくもり大雷烈しく襲ひ來り凄まじき光景となりました、しかし陛下には物ともし給はず、赤地の御振袖に菊綬の御袴を召し給ひしま、從容として勇ましさ練兵の状を御覽になりましたので、當日の總指揮官たる蜂須賀阿波守はじめ陪侍の百官將卒に至るまでみな陛下の雄々しき御性質に感佩し奉りました、陛下の御勇武は既に御幼時に於てあらはれので御座います。

◎御製九萬餘首に及ぶ

歌人として名高き藤原家隆は一生涯に詠み出でし和歌の數三萬首に及べりとて、古來歌數の多きを以て有

名でありますか、之に比べ奉るも畏き極みながら先帝陛下には、歌人におはさずして、實に九萬五百餘首の御製を遊ばされました、それも繁き御政務の御たはらに遊ばされ、殊に先年前の御歌所長高崎正風男より奏上せし旨のありてよりは、晝間は御感詠なく夕暮か夜分に限りて詠じ給ひしと承はるにも、御努力のなみ／＼ならぬに驚嘆し奉るの外はありません、而も一首だにかりそめの御詠さてはなく、悉く國を思士に語りしごいふ承はるも畏き極みであります。先帝の御製の世に公にせられたるものは、十としてひ民を愛でさせ給ふ大御心を莊重限りなき御格調を以て詠じさせ給ひしものゝみであると高崎男が牛前某博士に語りしごいふ承はるも畏き極みであります。

就中「四邊の海みなはらからと思ふ世になご浪風の立ちさわぐらむ」の御製は前米國大統領ロールズベルトの深く感激するところとなり、折柄の日露仲裁談判に妙からぬ効果を生じたと申すことで御座います。

◎孝明天皇御遺愛の御幅

ある年のこと、先帝陛下には、孝明天皇御遺愛の御什物を整理させ給し折に、いさゝか表装の損じたる應舉の雙幅を御見出しになり、美しく改裝せよと侍從某に仰せがありました。某は書畫の道に暗からず鑑識にも長けたりと自ら許すものであります。仰せ承はりて、御誕には候へどもこは眞圓山應舉が筆には候はず改装いたすにも及ぶまじく申上げました。陛下には御氣色おごそかに應舉なると否とは朕が論せんとするところにあらず畏くもこは先帝御遺愛の御幅なればこそ汝に改装を命じたるなれど宣はせ給ひました。彼の侍従は深くも愧ぢ入りて、かゝる尊き大御心は吾等賤しき臣民の心にては推し量り及ばしと後に人に語つたとのことで御座います。誠に畏くもまた尊きことで御座います。

◎先帝陛下の御武德

先帝が天位を承けさせ給ひましたのは御齡わづかに

はしますと承ります、この振天府と申しますのは日清戰役の戰利品を陳列せられたるもので、懷遠府は北清事變の戰利品を陳列し、建安府は日露戰役の戰利品を陳列せられたるものであります。

はしますと承ります、この振天府と申しますのは日清戰役の戰利品を陳列せられたるもので、懷遠府は北清事變の戰利品を陳列し、建安府は日露戰役の戰利品を陳列せられたものであります。

◎先帝陛下の御勤精

陛下には嚴寒酷暑の日にも御厭ひなく必ず御制服を召させられ、一定の時刻に二十疊足らすの御學問所に出席遊ばされ、政務を惄み給ふ御有様は寒さも暑さも全く忘れさせ給ひしが如く近侍の人々にさへ、暑しながら仰せられたることは嘗てなかつたと承りました。吾等臣民は自ら顧みて恥さる者が幾人ありませうか。

會議に出御まし／＼た際常には御威儀正しく御微動さへも遊ばされないのに、此日ばかりは、玉體の何どなく御不安氣に拜せられたと申すが如き、既に此の時玉體には幾分の御異状があらせられたのを努めて事に當らせ給ふた御事ならむと拜察し奉るだに恐懼の至りで御座います。殊に此度の御大患その御苦腦のいかばかりでまし／＼たかは拜察し奉るに餘りあることで御座います。別して食鹽注射の如きは、激しい疼痛を感じ如何なる重患の者と雖も苦痛を訴へないものはないと申すことがあります。御苦み又は御痛みを御口外遊はされたことはないとも申しました。堅忍剛毅の御性格にあらざれば能はぬ事で御座います。この事を承はり及べる人々は陛下は神なり人間にあらずと御贈さ申上たと承はりました

十六歳の御時でおはしましたなれど、ただ人にはさりし先帝は、はやく既に文武の兩徳を兼ね備へさせ給ひまして、軍事の御修養の深くおはしましたことは驚き奉るばかりで御座いました。明治七八年の頃には時々禁衛の兵を御召しになりまして、親しく練兵の御稽古を遊ばされました。その御指揮號令の御嚴明なことは三軍を叱咤して恰も手足の如く、自由に之を進退せしめ給ふ御技倅のほどは、多年の修練を積んだ將校にも優らせ給ふばかりで、そゝろに御驚嘆申上くる外はなかつたと申します。

◎御儉素の御性質

先帝陛下は平素何事も御儉素を旨とし給ひることは折々洩れ承はりて國民の治く知るところであります。今は國費多端の際なれば先づ見合すべしと仰せられ、發案に御許しになりました。陛下みづからの御

位局の重き病の床に就かれた時、陛下には太く宸襟を

◎御生母への御孝道

去る明治四十年の秋先帝陛下の御生母なる故中山一位局の重き病の床に就かれた時、陛下には太く宸襟を

憚まし給うて、屢々御使者を以て御見舞を賜はり又絶えず容態をば尋ねさせられ、終には皇后陛下を御名代として親しく局の邸に病を訪はさせられました、局危篤に陥りしと聞召すや、其の夜は御寝に就かせられず御衣をも解かせられず二時三時と過ぎて曉近き四時三十分遂に悲しき知らせを聞召されました、陛下には畏くも御涙を流させ給ひ暫時がほどは御言葉もなく、翌朝は供御をさへも召せられなかつたと承りました

○奢侈を戒め給ふ

日清日露の二大戦役に前古未曾有の大勝利を占めた結果として、知らず識らず心驕りて奢侈に流れ、只管虚榮に撞るゝやうになりましたのは誠に恐るべく又嘆すべき事で御座います、これにつけても記し奉るだけに恐れ多いのは、日清戦争以後の先帝陛下の御日常の御有様で御座います、陛下には世の人とは反対に戦後は凡ての御慰み事を弗と廢めさせられ、從前は天長紀元の二大節には表立った御祝宴の外夜に入りて、宮

○實業を奨励し給ふ

先帝陛下には政事教育軍事等一としてよく御軫念遊ばされざるはなく、夙夜其の改良進歩を計らせられた事は世人の齊しく承り及ぶ所であります、陛下には又深く實業の振興を思召し給ひ、御奨励の結果として遂に今日の發達を見るに至りました、實業と申せば從來の習慣で明治維新の後までも他の事實に比べては一般世人に輕蔑せられ、殊に商人は町人と呼ばれて四民の最下級に數へられ、非常に賤められましたが、先

帝陛下には明治二十年の頃から實業の發展につきて、大御心を傾けさせ給ひ外に日露戦争後は一人御奨勵の御事に御力を用ひさせ給ひました。大演習等にて地方へ行幸の度毎に必ず供奉の侍従を遣はし給ひて、其の地方の産業の状況を視察せしめられ、又其の地の土産の品々等献納を願ひ出づるものあれば、御嘉納あらせられ御奨勵の御誕さへも下し賜ひました。

○先帝陛下の御嗜好

先帝陛下には御歌を遊ばさるゝの外書畫刀劍をも御好み遊ばされ又御乗馬をも御好み遊ばされましたけれども、決して一方に僻したり又は一事に耽溺遊はさるやうの事は御座いませんでした

○教育勅語

明治二十三年十月下し給ひました教育勅語は吾國教育の大方针を御確立あらせられ、其の進むべき道を指示され給ひましたもので、三尺の幼童も常に拜誦し

せるらせて大御心を帶し奉る次第で御座います。此の尊き勅語を下し給ひました際のことを承りますに陛下には親しく其の條々を奉侍する博士たちに御口授あらせられまして今の一様なる文體に綴るべきことを御命じになりました、博士たちは恐れ畏みて筆を執りまとあらせて草稿を御前に奉りましたのに、陛下には御意の徹底せざるところもあると、幾度か御閱覽遊ばして訂正せしめ給ひ其の上にて御裁可あらせられたとの御事で御座います、陛下が國民教育のために深くも軽念し給ひました大御心は感佩の外はありません

○病者を感ませ給ふ

明治十一年北陸道御巡幸の御時でありました鳳輦が越後の國を過り給ふた際、行幸を拜せんとして四方より集つて參つた老若男女が夥しくありましたが、其の中に眼病に罹つて居るものが甚だ多いのを何時のほどにか御覽遊はしたと見え、其の日行在所へ御着輦になりました後侍醫の伊東方成を御召しになりましたが、彼

等の眼病の原因をよく調査して、治癒の途を講じやるべしとの有り難い御誕がありました上醫藥料金として御手許より金一千圓を縣民に下し賜はりました。之を承つた縣民は齊しく天恩の忝ないのに感泣いたしました。

◎廢兵を慰ませ給ふ

先帝には深く廢兵の身の上を思召されまして、東京廢兵院に對つて屢々金品等を御下賜になりました。或時の如きは特に某侍従武官に仰せて在院廢兵の模様を詳しく視察せしめられました上廢兵たちには夫々御菓子料として金若干づを下し賜はる旨を川崎廢兵院長は申すに及ばず廢兵一同何れも此の不時の恩賜の忝ないのに感極りました泣がぬものはありませんでした

◎某侍従の恐懼

先年伊太利皇帝陛下より、美事なる古代玻璃の器を

御贈進あらせられたことがあります。先帝陛下には其の中に金魚を御所養遊ばして、御學問所へ御置きになり、日々御愛玩遊ばされました。然るに或時侍従某其の玻璃器を片寄せんとして、過りて取り落しこなく打ち碎きました。侍従の驚愕は如何ばかりでありますたらう忽ち顔色上の如くになり、周章しく平伏して罪を御前に謝し奉りました。陛下には之を御覽遊ばされて御氣色さへ平素とつゆ變らせ給ふことなく「過失は今更いふも詮なし其方に怪我はなきか」と仰せられました、某は今にはじめ陛下の御仁慈深い此の御誕を承りましてあまりの有難さに恐懼して少時は御禮を申上げる術も知らなんだと申します。

◎寒夜に警手を憐ませ給ふ

ある年の冬の夜雪さへ降り出で、いざ寒く静に更け渡る折しも御寢殿の外面近くに人の足音のするを聞召され「あの物音は何ぞ」と侍従に御尋ね遊ばされましたので「あれは皇宮警手が夜を警しめて廻るのでござ

ります」と御答へ申上げました。すると翌朝侍従長を召させられて「嚴寒の夜の警衛をいたすものには平素の平當の五倍を取らせよ」と有難い御誕を下し給うたところで御座います

◎老者をいたはり給ふ

税所敦子刀自の末在世の時古稀の老齢ながら、先帝陛下の御製拜寫の御用をつむるため屢々御前に伺候いたしましたのに、或時婆は年寄りなれば杖を持て」との御誕を下し賜はり、御座所より杖を御許になりました。其他命婦などの年老いたるものが御廊下にて御用を承はる毎に「婆は年寄りなれば此方へ入れ」と仰せられたと申します

◎御愛乗の馬

心に任すべし、病にかかるごも宮中にて治療するがよいと仰せられ若し足腰立たぬ病ともなりて、日ひなく御暇を賜はる者のある時には日々の御心にかけさせ給ひて折々御下賜品の事などありし由に承りました。

臣下を思はせ給ふ

宮中に仕へまつる女官等は齡六十にて退院を許さる定めの由で御座います。が願ひ出るものがあれば「長く仕へしもの、去るのは名残り惜しきもの故、進退は

御病中の事とも

○先帝陛下の御不豫
明治天皇陛下には去る七月十四日以來御微恙に罹せられ侍醫頭岡玄卿以下御侍醫の拜診を御受け遊ばされましたところ十九日至り非常に御發熱遊ばされたので皇后陛下の御思召にて特に東京帝國大學教授青山定せられました、二十日に至り宮内省より始めて御病状を發表せられましたので始めて夫と承つた我が國

三浦兩博士を召させられ拜診仰せ付けられ尿毒症と決せられました、二十日に至り宮内省より始めて御病状を發表せられましたので始めて夫と承つた我が國は一方ならず驚愕し奉り官民齊しく御平癪の一日も早かれかしと祈り奉りました、二十日二十一日は依然御不良に入らせられましたが二十二日に至り御熱の薄らきて御良好の御容態とならせられ二十三日には益御よろしき旨承り國民皆愁眉を開きましたが二十四日再び御不良とならせられ日を逐ひて益御憂慮申上くべき御容態とならせられ二十八日御急變遊ばされ廿九日曉よりは御昏睡の御状態に陥らせられ夜に

入りてより御病状愈御増進御脈次第に微弱となられ今上天皇陛下を始め奉り皇后陛下皇太后陛下其他内親王陛下各宮殿下徹宵御右護も御甲斐なく六千萬赤子の熱いノ祈禱遂に及ばず三十日午前零時四十三分ご申すに崩御遊ばされました洵に恐懼の至りに堪へない次第で御座います。

○今上天皇陛下の御孝德

今上天皇陛下には去る六月より御水痘に罹らせられ青山御所に御引籠中御父君陛下御大患の趣申召されましたが傳染性の御病質にて親しく御見舞も叶はせられず七月二十三日漸く御床拂ひ遊ばされましたので翌二十四日早朝御入浴水痘痕を御消毒の上一刻も早くごの御思召より御豫定の午前十時に先づ二十分に御出門遊はされて宮城に御着あらせられ皇太后陛下の御案内にて御父陛下の御病床に成らせられ親しく御對顔遊ばされたる後皇太后陛下と御共に人形の間に入らせられて御發病以來の御経過日々の御模様など聞召され鳳凰の間の次の御間にて岡侍醫頭青山三浦兩博士に拜謁

を賜はり御心事を委して御聽取り遊ばされました、爾來日毎に御見舞遊はそれ御謹遊はされし趣に承はりました、

○皇太后陛下の御介抱
先帝陛下御大患の趣き侍醫頭の奏上により皇太后陛下の御心痛は一方でなく直に柳原典侍園姉小路兩權典侍等を思召し遊ばされて親しく常の御座所の御病室へ入御遊はされ御纖弱き御體質なるにも拘らせられず數多の女官達を御指揮遊はされて連日連夜御一睡も遊ばされず疊の上に御座り遊ばされたるまゝなるを拜し奉りて侍ふ人々はみな恐懼に堪へず少時の御休息と御禊とを進めまあらせましたけれども、御用ひなく其のまゝにあらせられたこの御事に御座います、これを承るものの誰か御坤徳の厚きに感泣せぬものがありませう、誠に畏き次第で御座います。

○三皇子殿下の御心痛

廻宮陛下を始め奉り淳宮光宮の兩殿下には御幼心にも先帝陛下の御惱を御心痛遊ばされたことは實に想像におはしまし日々の御遊びの折にさへも「聖上陛下御病氣の際に候はずや」と申上くれば直に肅然として襟を正し給ふほどで夜も常に安々と御熟眠遊はされず時々御涙に咽はせ給ふ御事さへ御座いました又朝は平素よりも早く御起き出で遊ばされて先づ第一に「御祖父様の御容態は如何に入らせらる」と御自身御尋ね遊ばされ給ふ御有様は見奉るさへ御痛はしく足搔きも御もどかしげに御身體を前に屈めて心急き給ひつゝ御憂はしげに御參内遊ばされる御有様を大内山に二十九日夜十時過ぎ三皇子殿下御揃ひにて馬車の邊近く堵をなして、御生瘡を祈りまつる群集の拜申し奉りて云ひ合にさねどみな齊に下りて心からひの御見舞を申上げましたがついで各宮殿下高官方の倉皇として参内せらるゝ形勢のたゞならぬに、群集は不安の思ひに夏の夜は更けて十二時となり一時となるも退散せんともしませんでした。嗚呼。

大喪儀拜観記

大正元年九月十三日！嗚呼是れ我等がいつくまでも忘れがたき哀愁の紀念日である。たゞひ御いたつきの御回復あらせられざりしにせよ御尊体は猶大内山の雲深うお在しましけるものを、けふは愈々永遠に歸らせたまはぬ御行幸に出で立たせたまふのである。奉送の爲めに朝暗い中から御道筋を目指して出掛けた人々は雪崩のやう、御道筋に立て列ねられた黄幡白幡の秋風にそよぐのが先づ目の前にちらつく。

潮の如く御道筋に入込んだ人は奉送の足を留めるべき立錐の地をも見出し得ないほどに混みあつて居た、其れは七重八重の人垣を脊後にし、何處までも續いてゐる、静砂を前にして堵列兵がカーキ色の屏を作つたのは豊川稻荷の樹上に黄昏前の橙黄色が仰がれる頃であつた、御道筋はもう通行止となつて居た、聽て立ち並ぶ奉送の白張提灯に一つ一つ灯が點いた、警戒の巡回の提灯もいつか紅い球になつてゆるぎ出した、嚴

情とをそよる風！七時が過ぎ七時半になり八時が來た、沿道數十萬の拜観人は御輦車御發引の號砲に耳を聾てゐる。御葬列はもう半ば繰り出してゐた、宮城の大廣前から馬場先門までの凱旋道路の兩側には立ち續く四十基の大篝火が輝いて居る、先駆が見える、警視總監の盛装の胸に金光が輝く、其の謹みある足取りを見たばかりでいひ知らぬ悲哀が咽喉元にこみ上げて來る、軍樂隊の後に續いた儀仗隊の長き事流れでやまぬ河のやう、と見るに松明が來た、其れを翳す仕人は鈍色雜色に風折鳥帽子、藁靴の足を運ぶ後から來るのも來るのも古風な扮裝、時代ががらりと變つたやう、其の中には衣冠單に帶剣の大喪使の官人もゐた。鼓、鉦、旆、胡籙、

弓、楯、鉢などを見きわめたり。金色の日輪、白銀の月輪は取り分けて目に立つ白地錦の御施一對、きらりくご灯に輝く、白妙の布瀧の懸つた真榦とも行く、衣冠單も布衣も續々と行く、其の一番終ひが宮城の大前を離れやうとした時に拜観の群集が謹んで待ち設けてゐた號砲が響き渡つた。

『そら鳴つた！』群集は一時ざわめいた、けれどもそれは謹慎なる、涙の籠るざわめきであつた、そして其の後は又た一層の静肅に反つた、續いて弔砲は一分毎に般々として轟く、日頃月花に風情を添へる上野淺草の鐘も百八の梵音を傳へる今は唯だ唯だ腹を抉るばかりに聞かれる、靈柩は今しも徐々と軋り出でますのである、衣冠單の祭官長、卷纏の冠して素服を加へた宮内大臣、筆、簞、笛の道樂を中心に相前後して進む後から六對の松明が夜風に靡く、道樂は風に遠く送られる靈柩の御通御を待ち奉る萬衆の胸に先づ無量の哀愁を送る、幾頭かの牛が曳きまゐらする御靈柩一高さ一丈二尺と聞く御靈柩の漆黒の轍の回轉ゆるやか

に、拜し奉るも畏れ多いと思ふとたんに心臓に痺を感じするまでにあゝ之れ實に永遠の御別れかと抑へ哀しみか今更のやうに襲うて來る、御恩を蒙つた身を今は御車の兩側に御供申し上ぐる高官たちの情緒はいかばかりであらう、天皇陛下御名代の宮様は陸軍中將の御正裝で、大喪使總裁の宮様は卷纏の御冠の御杖、其に續かせる、宮様方の綺羅びやかな御姿も、打ち萎れ給ふ御有様仰ぎ見るにも堪えぬ程であつた、金色大禮服の行列、シルクハットの行列、儀仗兵の極を吹奏して最後の沈痛な音を奉送人の耳底に銘みつ、行く軍樂隊が通る、青山葬場殿の御祭典が終つてから御靈柩が桃山に向つて發御遊はされたのは午前三時、其の時刻には眠るご云ふ草木の精も御列車の御沿道に集つたことであらう、奉送の地方人に至つては驛々は云ふに及ばず、田の畦、畑の中、河の土手、水深き川の中までも御待ち受けしてゐるものが

あつた、そして其の日の午後五時十分に長途臣民の熱烈な哀愁と最高の敬慕とに送り迎へられた御靈柩列車は桃山驛に入つて來た。

桃山は三時頃から蕭條として降りそゝぐ秋の細雨に又更なる哀しみをましてゐた、それにもをめず拜觀せんとて押し寄する衆は踵を接いだ、京都大阪名古屋は勿論其他の近縣から集まる人は雪崩をうつ細雨は泣くやうに呻ぶやうに降りつゝく御靈柩は列車から御須屋内に移され玉うた、雨はいよ／＼烈しくなる、電燈の光

い中を御輦が進む、宮様方の衣冠單に巻縷の御姿の上には長柄の傘が翳されてゐる、靈柩の遷らせたまひたる葱華輦を昇きまるらす八瀬童子の足並み靜に肅々として進む、雲と寄せたる奉送者は御輦を仰ぎ見ること御陵所に御着の後、兩陞下御名代以下の御拜が終るを待つて、夜を籠めて御斂葬のことは執り行はれた、布衣の幾人何れも口を白布に掩ひながら、無言のまゝに令を傳へ令を聞いて靈柩を静に石槨の中に收め奉る森嚴の程畏こしさかくて全く御斂葬の事が畢つたのは翌朝午前八時、英靈永く此所に留ませたまうて國と民との鎮護神とならせたまつたのである。

名代宮妃殿下さい御旅館を訪ねて、智恩院の鐘聲を聞いた時ア、今が御發引の御時刻かと思つた時いひ知らぬ哀しさと森嚴の氣に襲はれて、襟元がゾツとした、伏見の宿に歸つた時「淋しい事!」と宿の女中までがヒツソリ涙ぐんで居た（菊）

本書の終りに

嘉悅孝子謹識

我日本の天皇の、寶祚は天地と共に限りなからべき事ながら、明治の御世もいつ／＼までも限りあらじなご、旦暮期待して居ましたものを、かばかり早う永久にかへり來まさぬ行幸のあらんとは、畏れながら思ひもよらぬ事でありまして餘りの事に眞實とは思はれません程でした、けれども遂に夢でもなく誤り傳へられたのでもないと分つた時、なつかしの父上に別れたらんが如く畏れ多き事ながら「孝行のしたい時には親がなし」と申す俚諺がそぞろ我身につまさるゝやうでございました。

天皇御不例に渡らせたまふといふ事の漏れ傳りました其頃に、私は丁度出雲の山中に參つて居りました。嗚呼万事休す矣といつたがやうに一時は全く絶望いたしましたけれども、無垢の赤子とでも申すべき質實な田舎の老翁老嫗をして、草刈る賤の女も牛曳く

童男等も、聲を限りに今一度は必らず御全懲あらへらるゝやうにと祈つて居ますのを眼前観ました時、斯ばかり人の誠のこもつたる所は何條空なるべき、熱烈な祈禱の赤心は天神地祇も必らず承け入れ玉ふ事であらうご、昨日の失望は今日の勇氣と變り希望ともなりまして、歲寒うして松柏の萎むに後るゝ事を知ると申す事のあるやうに、國民齊な此憂愁にあうて一段の慎みを加へる事であらうなご、希望は更に希望を生みまして、私も共々信じて祈り且つ求め、其日の任務を盡す事におきましても層一層勉め勵んで、聖恩の万分一にも酬ひ奉らむと覺悟しました。

けれども事は常に私共の願望と相そはず、遂に三十日朝未明に神去りたまひし事の傳はりました時は只茫然自失、何ご申さうやうもなく身も魂も共に消えぬべきやう思はれて、軀て哀しい涙歎かはしい涙が止めどもなく双の頬に流れ来て、畏れながら肉身の父に別れた其時よりも一しほ悲しう感じました、それは私はかりではありません、誰も彼も物狂はしげに歎

露光量違いの為重複撮影

271

238

明治天皇

き悲しみ涙にくれてのみ居りました。國民のみかは世界各國の人々も痛み歎いて哀悼の誠意を表しました。去りながら徒らに悲歎にくるゝは臣子の分でありません。此上は如何にして英靈をなぐさめ奉るべきと、永久に此國を去り玉はず七千万赤子の上を護らせ玉ふ。明治聖天子の御英靈を安んじ奉るべきと只管力めなくてはなりません。わけて皇太后陛下の在しまし、新陛下も高御座につかせたまうた今日なれば、先帝陛下に仕へ奉りし其忠節の真心もて更に此新らしき大正の御代の民とならなくてはと、涙を飲み心を励まして奮ひ起つた事でござります。

かくて私共が此哀しき御大喪にあひ奉りて、胸につけたる喪章こそは反省の章、謹慎の章、曾てあらざりし大訓に接して眞摯な心持に立ちかへるべき尊き章として思ひをそこに傾けます時、何とはなしに森嚴の氣にうたれ、ふさはしからぬ奢りの心や輕薄浮華の氣風から免れて、危ふかりし亡びの淵から救ひ上げられたやうな思ひがいたしました。

之とても先帝陛下の御聖徳の露がもて來し霧ひであることを忘れてはなりません。數多き御製の中にもとりわけ私共の教訓となるべき道歌が多くあります。それを拜しましても、陛下が常に大御心と國民道德の上に傾けさせたまひ、畏くも玉体の御身を以て御躬行の美德を顯はしたまひ、汎く天下の則を御示し遊ばされたる御事など、御逸事の端々に窺ひ奉る事のできます。れば唯うかくと讀すぐしてはなりません、こゝに最もも眞摯な反省もし、回顧もし、新らしき大正の御代に處し誠心こめて前進するこそ我等の分でございませう。

露光量違いの為重複撮影

卷之三

二二

大正元年十一月廿九日印刷
大正元年十二月二日發行

東京市四谷區單笥町七十四番地
編輯人　　土方正平

東京市芝區南佐久間町二丁目十七番地

東京市麹町區土手三番町二十一番地

發行所常盤會

終

